

はい作業主任者技能講習会ご案内

主催 陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部(陸災防北海道支部)
北海道労働局長登録教習機関(北労安教第16号・平成31年3月31日まで有効)

目的 労働安全衛生法により、高さが2メートル以上の「はい付け」、「はいくずし」の作業を行う事業場は『はい作業主任者』の選任が必要です。
(関係法令:労働安全衛生法第14条施行令第6条第12号)
注) パレット等に積み重ねられた荷をフォークリフト等の荷役運搬機械のみによって行うはい付け、はいくずし作業は規制の対象外です。

開催日 平成31年3月4・5日(月・火) 2日間 (AM8:30より受付 9:00開講)
会場 旭川地区トラック研修センター 旭川市流通団地2条4丁目

受講料 **15,600円**(受講料13,000円+消費税1,040円、テキスト代税込1,560円)
(テキスト代の変更に伴い、受講料が改訂されました)

受講手続 別紙申込書に記入・捺印の上、写真2枚を添えて下記へ申込み願います。
〒079-8442 旭川市流通団地2条4丁目 旭川地区トラック研修センター内
陸災防旭川分会 TEL 0166-48-7244 FAX 0166-47-5079
振込先 旭川信用金庫 流通団地支店 (普通)0107491
口座名義 陸運労災防止協会旭川分会 あて
振込期日 平成31年2月25日

- ※ 定員(100名)になり次第、締め切りとなります。
- ※ 事前連絡なしに当日欠席の場合、受講料は返納いたしません。

《はい作業主任者の選任が必要な作業環境》

1. 製造業・・・原料又は製品を倉庫等に保管する際、その高さが2m以上となる場合。
2. 建設業・・・資材置場等の高さが2m以上となる場合。
3. 運送、貨物取扱業(含む倉庫業)・・・倉庫、上屋又は土場等の荷の高さが2m以上となる場合。
4. 林業・・・土場において原木等を高さ2m以上に積み重ねる場合。
5. 商店、スーパー、問屋業等・・・商品等を倉庫等に高さ2m以上に積み重ねる場合。

《講習時間割》 ※(状況により、開始・終了時間が前後する事があります)

1日目(9:00~17:10)		2日目(9:00~16:10)	
① はいに関する知識	3時間	③ 人力荷役に関する知識	4.5時間
② 機械荷役に関する知識	3時間	④ 関係法令	1時間
③ 人力荷役に関する知識のビデオ放映	0.5時間		
①②の学科試験	0.5時間	③④の学科試験	0.5時間

3月4日5日 旭川開催分

受付番号

※ 写真2枚 裏面に氏名を記入してクリップ留め

はい作業主任者技能講習 受講申込書・修了証台帳

2.5×3.5 cm
修了証用
1枚

2.5×3.5 cm
台帳保存用
1枚

ふりがな		性別	修了証番号 05-40
氏名		男女	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	交付年月日	
現住所	〒 Tel () -		
勤務先	現住所	〒	
	名称	Tel () -	
経 験 証 明 欄			
はい付け又は、はいくずしの作業に従事した経験(3年以上必要) 年 月から 年 月まで (通年 年 カ月)		事業所の名称 事業者職氏名 Ⓡ	
書替又は再交付	* 替・再 年 月 日 年 月 日		

年 月 日 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 北海道支部長 殿

(注) 太線の枠内に、申込者において全て記載すること。

※ ご記入いただいた個人情報は、受講者への連絡、技能講習の実施及び修了証作成のために利用します。(2019年3月旭川)

※ 受講者本人と経験証明者(事業主等)の押印を忘れずに。

※ 受講者と経験証明者が同一の場合、無効となりますのでご注意ください。